

令和5年11月定例会 総務委員会（付託）

令和5年12月13日（水）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

眞貝委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに議事に入ります。

これより経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出議案】（提出議案（追加）、説明資料（その3））

- 議案第20号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第21号 知事等の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第22号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第23号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【報告事項】

- 徳島県知事公舎のあり方に関する有識者会議意見書について
(資料1-1、1-2)
- 徳島県民参画基本方針～透明度アップに向けて～（案）について
(資料2-1、2-2)

梅田経営戦略部長

11月県議会定例会に追加提出いたしました案件につきまして、令和5年11月徳島県議会定例会提出議案（追加）により御説明いたします。

今回、追加提出いたしました案件は、議案第20号から第27号までの条例案8件となっております。このうち、経営戦略部・監察局・出納局所管分は、議案第20号から第23号の条例案でございます。詳細につきましては、別の資料にて御説明いたします。

追加提出案件の全体状況につきましては以上でございます。

次に、総務委員会説明資料（その3）に基づきまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の追加提出案件の概要を説明申し上げます。

資料3ページを御覧ください。

その他の議案でございます。

条例案が4件ございますが、①職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、本県の一般職の給与について、人事委員会勧告に基づき改定を行うものであります。

5 ページを御覧ください。

②知事等の給与に関する条例の一部改正につきましては、知事等の特別職の給与について、国の特別職に係る期末手当の支給割合が引き上げられたことに準じ、同様の改定を行うものです。

続きまして、③職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、6 ページに記載しております、④会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴い所要の整備を行うものです。

6 ページを御覧ください。

④会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、常勤職員の給与との均衡を考慮し、本県の会計年度任用職員の給与について改定を行うとともに、地方自治法等の改正に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に対し勤勉手当が支給可能となったことから、必要な規定の整備を行うものです。

以上で追加提出案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、経営戦略部から1点御報告申し上げます。

資料1-1を御覧ください。

徳島県知事公舎のあり方に関する有識者会議意見書についてでございます。

知事公舎の今後の在り方につきましては、県民目線での御意見を頂くため、各分野の有識者の皆様から成る、徳島県知事公舎のあり方に関する有識者会議を設置し、これまで4回にわたり会議を実施いたしました。

この度、意見書が取りまとめられ、昨日12日に知事に手交されたところであります。

主な意見としては、4、意見書概要にありますとおり、（1）知事公舎の存廃については、現知事公舎を公舎として存続させることは望ましくないという意見、（2）知事公舎を廃止する場合の処分又は利活用の可能性については、建物付きで売却することが最も経済的であり、地域にとってもメリットがあるという意見や、利活用の可能性については、民間への貸出しを含めた活用事例が記載のとおり提案されております。

また、（3）その他の提案として、将来的に知事公舎を確保することとなった場合について、防災やセキュリティ対策等において、職務遂行に支障がなく、県民負担の増加につながらない民間施設の借上げなどが提案されております。

今後、当意見書の趣旨を踏まえ、民間への売却を含めた利活用について検討を進めてまいります。

なお、詳細につきましては、資料1-2の意見書を御参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

経営戦略部の報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

臼杵監察局長

続きまして、監察局から1点御報告申し上げます。

資料2-1を御覧ください。

徳島県民参画基本方針～透明度アップに向けて～（案）についてでございます。

まず、1、策定の趣旨でございますが、県の主要施策に係る計画策定時や施策を推進し

ていく上での課題等の対応に当たり、県民の多様な意見を県政に反映させる県民参画についての手法を明確化することにより、より透明性の高い開かれた県政運営の推進を図るものでございます。

次に、2、基本方針の概要でございますが、（1）計画策定における県民参画として、計画策定段階から情報をオープンにし、県民に広く意見等を募る機会を積極的に提示することとし、①事業プロセスシートの作成・公表として、計画の概要、策定推進過程に応じた県民参画の手法やその対象者、実施の目的等を、計画策定の工程表に当たる事業プロセスシートにより、県のホームページ等を活用して、事前に県民へ情報提供するとともに、②県民参画の手法等として、県民参画の具体的な例を挙げることに加え、③対象となる計画等の範囲について盛り込むこととしております。

また、（2）施策推進における随時調査の活用として、計画等に基づく施策や事業の推進過程において、随時発生する課題等について、県民の意見を確認する必要がある場合に実施するとしております。

3、今後のスケジュールでございますが、12月中旬に県民からの意見募集を県民目安箱を活用し実施した上で、策定、公表することとし、来年4月から施行の予定としております。

なお、資料2-2は、基本方針案の全体版でございます。

監察局関係の報告事項は以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

眞貝委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

井川委員

私からは、知事公舎について、何点か質問させていただきたいと思います。

昨日のテレビ、今朝の新聞とかいろいろ報道されております知事公舎でございますが、知事公舎のあり方に関する有識者会議の意見書について、何点かお尋ねしたいと思っております。

部長からも説明がありましたが、公舎として存続させることは望ましくないという意見で一致したということでございます。有識者会議において、この判断に至った経緯というか、どういう流れでこうなっていったのか。私なんかにしたら、徳島の顔である知事が住まれている公舎がなかったらさみしいなってところもあるんですが、こういう結論になった経緯を教えていただきたいと思います。

北村管財課長

井川委員より、有識者会議において判断に至った経緯についての御質問を頂いております。

先ほど、委員がおっしゃったように、有識者会議におきましては知事公舎の存廃につい

て、これから御説明する観点から公舎として存続させることは望ましくないという御意見がまとめられたところでございます。

具体的に申しますと、第1に県民の負担の軽減の観点から、維持管理し続けることは不経済であり、存続させることが一番コストの掛かる方法であるという意見。

続きまして、危機管理対応の観点からは、迅速に登庁でき安全な場所に居住し、通信も専用機器があれば公舎に住む必要はないという御意見。

防災の観点からは、公舎が木造平屋建てであり、また浸水のリスクがある場所に立地し、知事公舎にふさわしくないという御意見。

セキュリティー対策の観点からは、機械警備を導入するなどの対応ができれば、公舎に住む必要がないという御意見。

また、職務遂行に必要な機能の観点からは、現在では公的部分の必要性は低いという御意見。

住環境の観点からは、知事や家族のライフスタイルに合ったものでなくなってきており、プライバシーにも懸念があるという御意見などが出されまして、総合的に判断され、意見が出されたところでございます。

井川委員

県民の負担を軽減すべきという考えや、危機管理対応のセキュリティー対応ができていれば、知事が必ずしも公舎に住む必要がないという、公舎として存続させることは望ましくないという結論に至ったということまで理解しました。

こういう議論の過程で、公舎としての機能を存続すべきとおっしゃるような意見はなかったのでしょうか。

北村管財課長

議論の過程で、公舎として存続すべきという意見はなかったのかという御質問でございます。

有識者会議の議論の過程で、現知事公舎にある公的部分の必要性が低いことや、知事公舎に必要な危機管理対応や防災、セキュリティー対策面などの要件を検討し、各要件を満たしたところに居住すれば、必ずしも現知事公舎に住まなければならないものではないという御意見がまとまったところでございます。

また、現知事公舎につきましては、浸水リスクのある場所に立地している木造平屋建てであることから、防災面でふさわしくないとの意見があったことに加えまして、維持管理や大規模修繕等の必要性があり、県民負担の軽減の観点からも、現知事公舎について公舎として機能を存続すべきという御意見は出なかったところでございます。

井川委員

県民の負担軽減など、いろんな観点から総合的に廃止するというところでございます。

今後どうするのか、売ってしまうのか、どうなのか。今後、あの場所あの建物をどうするのか。壊してしまって売ってしまうのか。そういう観点から、どういう考えを持っているのか教えていただきたいと思っております。

北村管財課長

今後、知事公舎についてどのように検討していくのかという御趣旨の御質問と思えます。

有識者会議からは、建物付きで売却することが最も経済的であり、地域にとってメリットがあるという御意見に加えまして、公舎の活用事例につきましても四つの提案を頂いたところでございます。

まず、宿泊施設など、にぎわいづくりの場としての活用、二つ目として、子供の保護者が集えるスペースや子供の居場所づくりなど、子育て支援の場としての活用、三つ目といたしまして、コワーキングスペースやサテライトオフィスなど、企業の育成支援の場としての活用、四つ目といたしまして、移住希望者の期間滞在型の住宅やシェアハウスなど、移住支援の場としての活用などが挙げられております。

今後、有識者会議の御意見も踏まえまして、県民目線、現場主義の観点から各部局と連携いたしまして、利活用の可能性について検討した上で、速やかに方針を決定したいと考えております。

井川委員

利活用の可能性についても検討を進めるということでございます。

今も言っていたように、宿泊施設にしても場所的にもいいし、子供たちが勉強する、学ぶ場としても面白いと思うし、今後いろんな生かし方を考えていただきたいと思えます。

ちょっと聞きたいんですけど、他の県も公舎をなくしていくという状況があるみたいでございまして、他の県はどういうふうな利用方法をするのか、分かる範囲で教えていただけたらと思えます。

北村管財課長

他県の知事公舎の活用についての御質問でございます。

他県の事例でございますけれども、まず知事公舎を一般に貸し出しているものにつきましては、例えば宮城県でございますと、敷地内に大正10年建築の有形文化財が存在する公舎を、結婚式や食事会などの目的で一般県民へ貸し出している事例がございます。

また、県の施設として使用している事例といたしましては、秋田県におきまして、敷地面積約8,600㎡、延床面積約650㎡といった規模の公舎を、会議や関係団体との意見交換の会場として使用している事例や、佐賀県におきましては、明治24年建築の公舎を迎賓用施設として使用している事例などがございます。

このように全国において活用されている事例は、いずれも歴史的、文化的価値のある建物や大規模な敷地建物でございまして、本県の知事公舎とは規模や性質が異なるものでございました。

井川委員

紹介していただいた事例というのは、大正とか明治に建てて文化財的要素があるということで、それはそれなりに価値があるものだし、もったいないというところです。

知事公舎に行ったこともないし、どこにあるのかも知らないので、そんなに古い建物ではないでしょうし、もったいないという気もするし、いろいろと複雑なところであります。紹介いただいた活用事例も、本県の知事公舎の条件では該当するようには思えません。

今後、就任された知事が後藤田知事のように県庁近隣に自宅を保有していないことも考えられますので、知事公舎を廃止してしまって大丈夫なんだろうかとということを最後に聞かせていただきたいと思います。

北村管財課長

今後就任される知事が、県庁の近辺に自宅がない場合に、知事公舎を廃止してしまっても大丈夫なのかという御質問でございます。

有識者会議からは、将来的に知事公舎が必要となった場合に危機管理対応や防災、セキュリティ、住環境の面において職務遂行に支障のない公舎を確保することなどを御提案いただいております。

こうした御意見を踏まえ、できる限り県民負担の増加にならないように配慮いたしまして、民間施設を借り上げることなども検討してまいりたいと考えております。

井川委員

有識者会議がまとめた結論でございますので、結論というか個人的に言えば、意見書でありますけど、重視したほうがいいんじゃないかという気もあります。

ただ、置いといても維持費が毎年負担にもなっていくし、難しいところではありますけど、県民として無駄金を使わないように、有効利用ができるのであれば、やはり徳島の顔であります知事公舎なので、何とか置いておいていただきたいと思います。その辺はこれからの展開を見せていただきたいと思いますので、私の質問は終わらせていただきます。

岡本委員

本会議でも質問したんですが、特別会計の見直しについて20から16という答弁を頂いてるんですが、私はそれはいいことだなと思ってますが、まずは見直しの背景、目的を分かりやすく言ってください。

福岡財政課長

委員から、特別会計の見直しについて御質問を頂いてございます。

本県は特別会計を20会計設置してございまして、本県が調べたところによりますと、令和5年度当初予算の時点で全国で最も多いという状況となっております。

そのため、令和6年度当初予算の編成に当たっては、行財政改革の一環といたしまして、前例踏襲にとらわれない事業の見直しや働き方改革に加えまして、全国で最も多くなっております特別会計について、廃止、統合も見据えた見直しを行うこととしてございます。

20会計に上る特別会計につきまして、予算執行の効率化と透明化、事務の合理化を図る観点から、改めて点検を行うこととしていただいております。

岡本委員

20は、全国で断トツに多いということではありますが、その見直しの方向性をもうちょっと言っていたら有り難いと思います。

福岡財政課長

見直しの方向性についての御質問を頂いてございます。

この度、当初予算編成作業に当たり、特別会計の点検、見直しを行ったところ、法設置義務があり存続するものが5会計、引き続き事業の独立性、透明性確保のため存続するものが9会計でございます。

一方で、県の貸付事業を原資としてとくしま産業振興機構が運用を行い、その運用益を用いて中小企業の振興並びに雇用対策を推進いたします中小企業・雇用対策事業特別会計につきましては、一般会計と特別会計で分かれて執行しておりますが、こういった執行体制は事務を煩雑化させ、分かりにくくすることから一般会計に統合することとしたものでございます。

また、他県の事例を参考に事務の簡素化を図る観点から、目的や事務処理方法が似通っております用度事業特別会計と給与集中管理特別会計、農業改良資金特別会計、林業改善資金特別会計及び沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の統合を図りまして、他県並みの16会計に縮減することとしたところでございます。

岡本委員

一般会計化するのは、特に中小企業には非常にいいのかなって私は思います。

急にというか、今までもあったんだけど、ずっと決算の状況を見てみると、全て悪くはないんですね。でも、20から16にするという。ある意味では英断なのかも分かりませんが、その意義と効果についてもう一回言ってください。

福岡財政課長

見直しの意義、効果についての御質問を頂いてございます。

一般的に特別会計が多く設置されているということは、予算全体の仕組みをより複雑で分かりにくくするということや予算執行を煩雑化することが課題として挙げられているところでございます。

そのため、今回の見直しによりまして、一般会計と一部事業が類似する会計を一般会計化することで、予算全体の透明化と予算執行の効率化を図るとともに、目的や事務処理方法が似通っておりますものを統合することで、事務手続の簡素化を図ることが期待できるとともに、働き方改革にも資するものと考えております。

岡本委員

事務手続を簡素化することなんですが、それ以外に中身のこともいろいろメリットがあるんだと思います。そこもしっかり来年度は、もうそんなに日がないので、皆さんに分かりやすく県庁全体に言っていたら、正に本当の意味での見直しの効果があるよ

うにしてほしいなと思います。

あと1点、これも本会議で申し上げたんですが、これはお答えしにくいかもしれませんが、財政調整的基金の250億円という目標についてです。

本会議でも申し上げたんですけど、今、財政調整的基金が979億円ありますよね。知事の答弁でいくと、義務的な減債基金の満期一括分を除いて250億円を新たな目標にという答弁なんですけど、現在、満期一括分は544億円になるんよね。それを引いたら435億円になるんです。単純に知事の答弁を日本語で読んだら。その中で250億円を新たな目標にという答弁だったんです。

この250億円の設定というのは、非常に難しい問題だと思っていてるんです。答弁しにくいと思うんで分かりやすく言うと、今標準財政規模が落ちていますが、標準財政規模の1割が250億円になるということなんです。

今ホールとかいろんなことでお金がいっぱい要ることになっているんですが、250億円の設定は、私はもうちょっと上でもよかったなって思っているんです。もう一回言うけど、要するに標準財政規模の1割を主眼に250億円に決めたということでもいいのかな。

福岡財政課長

岡本委員から、財政調整的基金残高のお話がありました。

今後、公共施設の老朽化対策であるとか、防災・減災対策や県政発展につながるような未来への投資といったことが見込まれておるところでございます。そうした中でも弾力的な財政運営が可能となるように、委員のお話にありましたように、減債基金の満期一括分を除き、標準財政規模の1割程度の250億円以上を確保したいと考えてございます。

岡本委員

結構お金があるんだけど、いろいろ昨日も議論がありましたが、今、なかなかホールとかうんぬんってところにお金を支出するような雰囲気になってないですね。ほとんどなってない。だからいっぱいお金をためている。

これは答弁はいいんやけど、もう一回言うけど、僕は250億円をもうちょっと上に置いてほしかったなって思います。言葉は悪いんですが、しばらくはなかなかお金を使うとまらない状況なので。昔だったらその運用益でかなりの額がありました。今は少ないんですけど、少ない中でそのことをしっかり考えながらやってほしい。

何でこんなことを言うかという、知事が新たな財源とかそんなことをよく言うんですよ。新たな財源を生み出してうんぬんって言うけど、何から生まれるのか、なかなか答弁できないですよ。だから、これは答弁は構わないので、そういうことを考えながら、常に新たな財源を求めてしっかり確保をしてほしいなと要望して終わります。

井下委員

一つ確かめておきたいんですけど、知事公舎の在り方の話に関して、井川委員の質疑の中で、少し疑問に思ったことがあって。現在の知事公舎はどこにありますか。

北村管財課長

知事公舎の場所でございますけども、徳島市の南仲之町三丁目でございます。

井下委員

現在は知事が住んでるところが知事公舎じゃないんですか。

北村管財課長

現在知事は御自宅から通っておりますが、そこは知事公舎ではございません。

井下委員

ということは、そもそも知事公舎というものが、今後、概念的に必要なのかというところが疑問に思いました。例えば、知事が個人で住まれている家は、我々議員の皆さんもそうだと思うんですけど、仕事のために住んでるわけではないので、普通に住居として使っております。知事公舎であれば、家賃というところも出てくるんですけど、現在の知事の御自宅の家賃はどういう形態になっているんですか。

小原経営戦略部次長

知事がお住まいの御自宅の家賃ということでございますけれども、個人の御自宅ということでございますので、知事御自身がお支払いしているものと思います。

井下委員

どちらが正解なのか分かりませんが、その形態が別に普通なんであれば、知事公舎の経費が、現段階では、今日議論している知事公舎については維持管理も含めてなくなるということで、これはプラスで出てくるんです。改めて知事公舎としての役割の知事が住んでるところができるとなると、先ほどいろいろ出てましたけど、その分セキュリティーとかプラスで出てくると思うんです。

恐らく、現在の契約が知事個人であって、知事の御自宅として住まれているんだったら、今後、これを知事公舎として扱うのであれば、公舎として改めて御自宅を、県と不動産屋さんかどうか分かりませんが、契約し直すってことはあるんですか。

眞貝委員長

ちょっと小休します。（11時04分）

眞貝委員長

再開します。（11時04分）

北村管財課長

知事が御自宅から通われている場合の住まれている場所は知事公舎ではございません。

井下委員

私は、何が聞きたいかって言うと、単純に知事公舎というものがそもそもなくて、よそ

の知事もそうですけど、知事が自宅から通われた場合、知事が住んでる場所という概念がなくなるのであれば、この経費というのはあってもなくてもいいと思うんです。

単純に言うと、知事は自宅から通われたほうが県の負担は減るということでいいんですよ。

それと今後、今答弁いただいたみたいに御自宅が知事公舎として扱われないのであれば、そこに対するいろんな経費は発生しないということですか。例えば、今までセキュリティーだとか何とか、知事公舎であればそういう普通のおうちではないような機能が必要だったので、そこに対する経費が掛かっていたのだけど、御自宅から通われるということは、それも今後発生しないということでもいいんですか。

小原経営戦略部次長

ただいま井下委員より、知事のお住まいの費用負担とか、またその公舎の在り方ということで御質問を頂戴したところでございます。

公舎といいますのは、一般職員もそうですけど、通勤が長距離にあって通勤が困難な場合がありますとか、いろんな危機管理上でありますとか、そうした場合によって、勤務に差し支えないようにということで設けてきた公の施設でございます。近年こうしたものが見直しとなっている背景といたしましては、交通事情がございまして、そうしたものがよくなってきたということ。

また、携帯電話の普及によりまして通信環境が改善され、過去と比べましてかなり向上し、様々な危機管理の不具合でありますとか通勤の利便性、こうしたものの環境が変わってきたということによりまして、全国的に公舎の在り方の見直しが進んできたという背景もございまして。

そうしたことも踏まえ、知事自身におかれましては御自宅から通勤という手段をとっているところでございます。

そのあたりの先々の見直しの状況は、なかなか今ここで申し上げにくいところではございますけれども、現在のそうした状況、過去との状況変化も踏まえましてより良いベストの状態を考えながら、我々秘書課といたしましても、知事の御都合とか、そういったことをお聞きしながら今後進めてまいりたいと考えているところでございます。

井下委員

もう1点だけなんですけど、公舎がなくなってしまった場合、今の現在の知事は近くに幸い御自宅があるのでいいんですけど、今後、徳島市とかに自宅のない方が知事になられた場合に、県が借りていただけるんですか。それとも、そういう方はこちらに自分で自宅を用意しないといけないという認識なんですか。

北村管財課長

御自宅が近くにない場合という御質問でございます。

今回の有識者会議の意見書におかれましても、こういった場合にできるだけ県民に負担が掛からないように、民間施設の借上げということも御提案いただいております。

もし、そういうことになりましたら、それも含めまして検討させていただきたいと考え

ております。

井下委員

単純に、なくすのは悪いことではないというか、意見があつてそういうことになってい
いんですけど、公舎という概念がそもそもなくなってしまうのかどうかちょっと気にな
ってましたので質問をさせていただきました。

次に移ります。

組織再編についてお伺いしたいんです。

先月かな、組織の概要みたいなのを頂いたんですけど、大きく子供のこととかを含めて
力を入れるのだなというのは見て取れるんですが、改めてどういった意図があつて今回こ
の編成に至っているのか教えていただきたいと思います。

高崎経営戦略部次長

ただいま井下委員より、組織再編の意図について御質問を頂いたところでございます。

この度、11月定例会に提案させていただいております徳島県部等設置条例の一部改正案
につきましては、県政の重要課題に対しまして、より総合的かつ的確に対応するため、令
和6年度の県組織改正に向けまして、部等の再編を行うものでございまして、条例の施行
期日は令和6年4月1日を予定しているところでございます。

その内容でございますが、これまでの部局の枠組みを超えて、機動的かつ横断的な企画
調整であったり、事業推進などを担う知事直轄組織を新たに設置をするほか、現行組織に
おける危機管理環境部、政策創造部、経営戦略部、未来創生文化部、商工労働観光部及び
監察局を改組いたしまして、危機管理部、企画総務部、観光スポーツ文化部、生活環境
部、こども未来部及び経済産業部を新たに設置をすることといたしております。

意図でございますが、大きく3点ポイントがあると考えております。

まずは知事直轄として位置付ける内部組織につきましては、今後詳細を検討の上、規則
の改正によりまして名称であったりとか詳細の役割につきましては定めてまいる予定では
ございますけれども、部局の枠組みを超えた機動性や横断的機能などのメリット、特性を
十分に発揮できるよう、これまでの部局の在り方に捉われることなく、柔軟な発想により
まして、新たな組織の構築を進めてまいりたいと考えております。

それから、先ほど井下委員からお話を頂きましたけれども、本年6月の組織再編におき
まして、未来創生文化部内にこども未来局を新たに設置したところではございますが、喫
緊の課題でございます少子化対策や子供の居場所づくり、また児童相談所の機能強化など
を、これまで以上に一体的に進めるためにこども未来部を創設いたしまして、こども関連
施策を迅速に執行できる体制を構築してまいりたいと考えております。

また、現行組織においては、観光誘客とスポーツ・文化を含めた様々なにぎわい、コン
テンツ創造の所管部局が分かれている状況でございますので、観光スポーツ文化部を新た
に設置することによりまして、観光や体験のコトづくり、またより一体的な魅力度の向上
とにぎわいの創出を図ってまいりたいと考えております。

なお、課の人数であったり、構成及び詳細な事務分掌につきましては、本条例改正案の
議決を頂いた後、内部規則の改正により定めることといたしております。

今後、各部局へのヒアリング等によりまして、現場の声を丁寧に聞き取りをさせていただきながら、また県民目線といったことも意識しながら、より良い組織体制となるようにしっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

井下委員

いい感じというか、ざっくりした言い方ですが、力を入れるところとの強弱が付いていいのかなと評価しております。

1点ちょっと気になったのは、僕が先日頂いた資料の中に監察局というのがあるのですが、それがなくなっているのです。この監察局がどこに行くのかを教えてください。

高崎経営戦略部次長

ただいま井下委員より、監察局がどうなるのかということで御質問を頂きました。

再編に際しましては、行政組織のスリム化に向けました部局数の抑制といった観点から監察局は廃止することといたしております。

ただ、その機能につきましては、経営戦略部を再編して新たに設置しようとしております企画総務部ほかへの移管を考えております。

監察局でございますが、平成20年12月に不祥事防止等に向けた組織、制度改編の一環としまして、職員の職務執行の適正の確保を担う組織として設置したものでございます。現在は通報処理、不当要求対策等を所管する監察評価課、また県民広聴、情報公開制度等を所管する県民ふれあい室、農業協同組合であったり、社会福祉法人の検査を所管しております法人検査課、それから条例規則等の案の審査、文書の收受、発送、管理等を所管いたします法制文書課で構成しているところでございます。この各課が所管する業務につきましては、移管先における執行体制を適正に整備することを考えておりました。これによりまして現監察局が持つておる機能低下につながることはないと考えております。

また、そうならないように監察局において設置以来、蓄積されてきたノウハウ、それからメリット、デメリットの検証、関係部局への丁寧なヒアリングを通しまして、これまで監察局が担ってきた所管事務が今後も適正に執行されるように、また県民目線といった観点も意識しながらより良い組織執行体制が構築できるように、しっかりと進めてまいりたいと考えております。

井下委員

監察はある意味第三者的な要素も必要です。今日も出ていますけどね。

県民の皆様からのしっかりとした意見等も集約してもらわなければいけないし、当然、嫌事も身内に言わないといけないという役割があるのですが、それが部署の中に溶け込むとなると、リスクも当然出てくるのではないかと思います。今日、監察局の方もいらっしゃるので、ちょっとお伺いをしたいのです。

僕らは、実際の業務をなかなか全部把握できていませんが、部付きというか、部の下になると思うのですが、これによって実際にメリットよりもデメリットのほうが大きいような気がするのですが、監察局としての感覚というのは、いかがですか。そこに関しては、今答弁は頂いたのですが、別に溶け込みをしても本当に問題はないのですか。

ちょっと疑問になっているのです。

山上監察局次長

ただいま井下委員から、部の再編に当たって、監察局としての受け止めについて御質問を頂いたと思います。

監察局の職員といたしましては、先ほど高崎次長からもお話がございましたように、必要な業務については、今後しっかりと他の部局に引き継いでいただけるということでございますので、まずはその点について丁寧なヒアリングもしていただいて、そういった中で機能が低下することがないように、しっかり対応してまいりたいと考えております。

井下委員

その辺は本当に気を付けていただきたいなと思っております。

先日、職員の不祥事ということで、大分前のことが今になって内部通報で出てきたということもございました。

これも、その間、監察局の中でどういうふうに扱ってきたか分かりませんが、僕らからしたら不透明な部分が正直あります。

実際、人事課とやり取りをして、今回の不祥事における処分が相当だったかどうかというところ、今頂いているところで言うとそうなんだろうなと思ってはいるのですが、そのタイムラグをなくすためにも、監察局がしっかり働いていくという機能がすごく大事なのではないのかなと思っております。

隠したとは思っていません。ただ、この期間、正直その監察の機能が働かなかったのかなという疑問もそもそも持っていましたので、是非、分けておくほうがいいのかなと個人的には思っています。しっかりその透明性を、今日も書いてくれていましたけど、もうあのままだと思います。県民の皆さんに県がやっていることとか、いざ不祥事があったときにどういうふうに出していくかを、しっかりとと言える、第三者目線でしっかりと物が言える、判断ができる組織でないといけないなと思っています。ここは十分に御配慮いただけたらなと思いますので、これで終わっておきます。よろしく願いいたします。

それと、ついでなんですけども、組織再編に当たって県民局も中身が変わってくるのかなと思うんですけども、西部県民局だと庁舎が二つあって、中で観光とか農林とか分かれているんですけども、この辺は今どういうふうを考えているのか教えてください。

高崎経営戦略部次長

今回の組織再編に当たりまして、南部・西部総合県民局についてどうなるのかということで、井下委員より御質問を頂きました。

今回主には、部等設置条例の改正ということで、主に各部の再編というところを提案させていただきます。

当然、再編に伴いまして県民局の業務が若干、所管替えされるということもあるかもしれませんが、そこは今後丁寧に聞き取りを行いながら、しっかりと混乱が生じないように、より良い組織になるようにしてまいりたいと考えております。

井下委員

是非、よろしくをお願いします。

地元の声というか、市町村の声も含めて聞いていただけたらと思いますので、お願いしておきます。

最後に、昨日ちょっと質問をさせてもらったんですけど、今、県議会では子供の権利の条例、徳島県こども未来応援条例の制定に向けてやっているところです。パブリックコメントも募集しているところがございますが、財政課さんにお尋ねします。

子供の権利は子供の皆さんに知ってもらうところから始まります。

まず、このまま順調にいけば、2月議会に議員の皆さんの賛同が頂けたら通っていくということでございます。条例が通れば、その次にこういう条例ができました。子供たちの年代に応じてにはなってくると思うのですが、何か周知をしていってもらわないといけないというのがスタートなのです。

まずは知ってもらうことで、子供たちの意見を拾っていくか、それを施策としていくかというところが、本当のスタートなんです。

まずは、この子供の権利というものを、これは小学生向けの本なんですけど、昨日子供の権利について余り詳しくない人に読んでもらったら、結構理解ができますという意見を頂いたのです。そんな中で、順調にいけば、もう来年度早々ぐらいに施行になるかもしれないので、是非、ここにしっかりと予算を付けていただきたいと思います。まず子供に周知するという点について財政課さんに意気込みを聞かせていただけたらと思います。

福岡財政課長

委員から、子供の権利の条例、その普及啓発についての予算ということでございます。

現在、令和6年度当初予算編成中でございますので、担当部局からもしっかりとお話を聞いて参考にしていきたいと考えております。

井下委員

若干、声がちょっと小さくなってきたのですが、現に来年度早々にしっかりと子供たちに周知するという予算をまず付けていただきたいと思いますと要望しておきますので、またいろいろとやっていけたらと、よろしくをお願いします。

東条委員

まず、知事公舎のことについてお聞きします。

今までの経過からいくと、当初の知事公舎をどうするかというときに、知事の住んでいるところはどこかと市民の皆さんに聞かれたのですが、私も知らなくて徳島市内だとは思いますがということで濁したのです。

今の関係からいくと、そう聞かれたときは、徳島市に住んでいますと皆さんにお伝えしてよろしいのでしょうか。

我々議員は、住所もちゃんと名簿とかに載っていますけども、知事はどこに住んでいるのかというのがはっきり分かっていないという状況なんです。それでよろしいのですか。徳島市の皆さんに説明するのにそれでいいのかどうかを、ちょっとお聞きをしたいと思い

ます。

小原経営戦略部次長

ただいま東条委員から、知事のお住まいの御住所の公表について御質問を頂戴したところでございます。

秘書課といたしましては、これまで知事の個人的な住所については公表してきておりませんし、そのあたりにつきましては個人のプライバシーとの兼ね合いでしておりません。

今、先ほど管財課長が申し上げたのは、飽くまでも知事公舎という公の施設の場所でございます。個人住所を公表するというものではございません。そういった取扱いで、これまで行ってきております。

東条委員

プライバシーの問題で公表できないというか、公表しないということですか。

選挙に出るときにはどこに住んでいるかとか、どこの地域からとかというのを、皆さんそういうことを腹をくくって表明するという状況になっているのです。

私個人的にはプライベートの問題は余り言いたくはないので、そういうふうにおっしゃるのであれば、プライベートの問題ですけど、徳島市のどの辺に住んでいるとか、どこまで公表できるのか。私が市民に聞かれたときに、知事が県庁の近辺に住まわっていますと、安心できる場所に住んでいるということをきちり言ってあげないといけないかなと思うのですが、その辺どういうふうに思われますか。どこまで公表できるという。

小原経営戦略部次長

今、東条委員より、知事の住所、お住まい等の公表の在り方について御質問を頂戴いたしましたところでございます。

先ほど、申し上げましたように個人のプライバシーと情報の公表という両面のいろんな考え方があろうかと思えます。

以前こうした知事公舎の在り方の議論のときにも申しましたように、危機管理上の問題が生じないような形でお住まい等の決定をしておることになっておりますし、通信機器とかそうした形によりまして、連絡体制は完備をしておることになっております。

私どものほうとしましては、県民の皆様からどのあたりにあるのか、問題はないのかという御質問を受けた際には、危機管理上の問題はない体制を敷いておりまして、そうした位置についても駆け付けるような範囲にございますという形で対応させていただいております。

個人の御自宅について、具体的に御説明というのは差し控える形で、今後も対応させていただきたいと考えておるところでございます。よろしくお願いいたします。

東条委員

そしたら、聞かれた方には県庁の近くに住んでいますと答えて、何か用事があれば秘書課を通すようにとか、そうすれば知事には連絡が付くとか、今はインターネットでも知事室に直接SNSで送ったりとかできるので、知事とのコンタクトを取ればよいということ

でよろしいのでしょうか。

小原経営戦略部次長

東条委員から、知事への連絡方法といった質問を頂いたところでございます。

いずれに対しましても、知事におかれましても公務とプライベート、そうした時間がございませう。いろいろな連絡とか、そういったものがございませうけれども、飽くまで、我々は公務としての知事との連絡という形にはなろうかと思ひます。

そうした分については、しっかりと体制を整えて、いざ有事のときに支障がないように常時やっておるということで御説明をさせていただくということで、個人のプライバシーの部分はまた別のことということで、御理解いただけたらと思ひます。

個人のプライバシーについては、公職にあるということですが、そのあたりはしっかりと配慮も必要かと思ひておりますので、明確に公表とかは控えさせていただいて、こうした運用につきましては、本県だけでなく全国の都道府県でも同様に運用しているということで御理解いただけたらと思ひております。

東条委員

分かりました。

そうしたら何かあったときは秘書課のほうに連絡するということで、安心なところに住んでいるよと、知事は近くに住んでいるよということで皆さんには報告するようにします。

それと部局の再編成のことについてなんですけれども、井下委員からもありましたけれども、知事直轄組織という新たな組織ができて、今も説明を頂いたんですけれど、もう少し詳しく教えていただけたら有り難いです。

高崎経営戦略部次長

ただいま東条委員より、知事直轄組織についてももう少し詳しく教えていただきたいということで御質問を頂いたところでございませう。

これまでの部局の枠組みを超えて、機動性とか横断的機能などそういったメリットを十分に発揮できるような組織にしていきたいと考えているところでございませう。

ただ、具体的な直轄組織の内部組織につきましては、今後検討していくこととしております。しっかりと今の部局を担っている職員の声、現場の声、それから県民目線といったことも意識しながら、しっかりとより良い組織になるように、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

東条委員

一覧には広報もここに入るといふようなことも書いてあります。

それと、この一覧の中で気になる点があるんですけれども、以前は商工労働観光部ということだったんですけれども、労働という部が多分これは生活環境部になると思うんですけれども、労働とか雇用というのはすごく重大なことだと思ひます。生活というのは労働があつてという状況ですので、生活労働環境部というふうには是非変えていただきたい。これ

は提案になるんですけども、今後は是非検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

高崎経営戦略部次長

ただいま東条委員より、現在商工労働観光部となっておりますけれども、現在提案させていただいております設置条例の案には労働という名前がないという御質問を頂いているところです。

現在の商工労働観光部におきましては、商業及び工業に関すること、それから企業立地に関すること、観光に関すること、労働に関することを所管しているところでございます。

令和6年度県組織再編におきまして、観光に関することにつきましては新たに設置いたします観光スポーツ文化部におきまして、スポーツ、文化と併せて所管いたしまして、感動や体験のコトづくりなど、具体的な魅力度の向上とにぎわいの創出を図ってまいりたいと考えているところでございます。

一方、労働に関するところでございますが、新たに提案しております部の中に労働という名前は確かにございませんが、名前がないからと言って決して労働政策を重視していないということではございません。むしろ、本県におけます人口減少と労働力不足は大きな課題という認識の中、労働問題は決して商工だけではなく、農業であったり、福祉であったり、医療であったり、建設土木といったあらゆる各分野にまたがって、そういった課題は広くあるんだという認識の下で、新たに設置する、県民生活の向上に関することを所管する生活環境部に業務を移管した上で、より広い視点で労働政策をしっかりと担っていこうという趣旨での案でございます。そういう趣旨での組織再編であるということは御理解いただければと思います。

東条委員

るる御説明いただいたんですけど、労働の窓口が前に出ているほうが、ここが部局だなというのが分かりますので、できるだけ労働を前に、生活労働環境部と付けていただけるように、これからですので是非御検討いただきたいと思います。

それと、今の男女参画・人権課というのはどこの分野に入るか教えていただけますでしょうか。

高崎経営戦略部次長

東条委員より、現在の男女参画・人権課がどこの部に入るのかという御質問を頂いたところです。

今回提案させていただいております部等設置条例でございますが、部の大まかな枠組みや役割、分掌を示させていただいているものでございまして、今後部内の課の構成であったり、事務分掌また名称も含めてでございますが、本条例改正案の議決を頂いた後に内部規則の改正により定めていくこととしております。

改正に当たりましては、各部局へのヒアリング等を通しまして、現場の声を丁寧に聞き取りながら、また今東条委員からのお話もございましたけれども、そういった県民目線を

しっかり意識しながら、より良い組織執行体制となるようにしっかりと検討を進めてまいりたいと考えておりまして、どこかというところは今後検討するというところでございます。よろしく申し上げます。

東条委員

今後、煮詰めていただくということですが、以前に男女共同参画という項目がなくなって女性団体の方からいろんな批判を頂いて、今回もどこに替わるのかなというお声を頂いております。今、国の内閣府の中に男女共同参画局があるので、ひょっとしたらこの知事直轄のところになるのかなと、人権というのも幅広いですのでトータル人権というのがそこに入るのかなと想像したんですけれども、十分検討していただけたらと思っております。

それと、先ほど井下委員からも出て、昨日は未来創生文化部でも提案させていただいたんですけれども、今回、令和4年5月19日に貧困の問題を抱える女性への支援に関する法律ができて、女性政策が抜本的に変わってくるという状況でございまして、女性支援政策も大きな転機を迎えるのかなと思うんです。

それで、今相談するところがこども女性相談支援センターという名前になっているんですけれども、ここを女性相談センターと女性に名前を変えて、1階に児童相談所というのがあるんですけれども、そこを子供相談所というふうに子供をもう少し明記をする。昨日もお話ししたんですけれども、児童相談所に相談に行かれるのは保護者が多いと思うんです。ですが、今、こども未来応援条例まで作ろうというふうな意気込みですので、子供の生の声をそこでもちゃんと拾っていくというのは大切なことだと思うんです。先ほど井下委員から出ましたけれども、子供の人権という意味では、1階に子供、2階に女性という相談センターを設置することで連携もできますし、より充実するのでないかなと思います。

今、せっかく後藤田知事もこどもまんなか社会を打ち出してということですので、これから条例もできる、基金も計画しているので、職員が大変な状況になるのであれば、今も民間でもいろんな活動をしている方々がいらっしゃいます。例えばチャイルドラインの方だったりCAPの方や不登校の親の会とか、民間団体でもいろんな会がありますので、そういう団体とも連携しながら、いろんな状況を解決していくような仕組みにさせていただいたら、女性も今、白鳥の森だったり、エンゼルランプという場所もありますので、そういうところとも連携を図って、職員の労働条件も検討しながら進めていっていただきたい。

特に、不登校の問題なども学校で解決しようとされていて、今学校の先生方はすごい大変だと思うんです。そういう問題を子供相談のところで第三者的にする。今、子供の相談は公的な窓口がちゃんとないので、県がその辺をきちんと打ち出すほうがいいのではないかと思います。

今後、大きな再編をされるということで是非検討していただけたら有り難いなと思しますので、提案をさせていただきます。よろしく申し上げます。

高崎経営戦略部次長

ただいま東条委員より、女性政策であったりこども政策の組織について、しっかりと

う御提案を頂いたところでございます。

現在、中央こども女性相談センターであったり、男女共同参画総合支援センターでそれぞれに相談センターを設置しているところでございますので、より良い組織となるように所管部局の意見をしっかりと聞き取って進めていきたいと思っております。

扶川委員

私も組織再編のことで少しだけお尋ねします。

私がお聞きしたかったのは監察局のことなんです。井下委員が聞かれたのと全く同じ観点で、他の部局の下に入れてコントロールされてしまったら困るなど思っていたので、もう答弁は要らないですね。ただ、私は二つここで指摘をしたいと思っております。

一つは、今も形骸化している機能がありますから、そういうのは強化すべきです。例えば、働き掛け対応制度というのがありますよね。今、ゼロでしょう。ずっと聞いてきましたけど、できてからゼロです。これは機能させるべきです。私みたいな人間が変な働き掛けをしていないかどうか、しっかりチェックしてほしいです。これが一つ。この再編に当たって実際に機能できるものにしてほしい。

それから、もう一つ言えば、今度、公文書管理条例ができますから、この公文書管理条例に伴う体制強化をすべきです。前から主張しているように、これもさっき井下委員がおっしゃったように外部の人間を入れるというのは非常に大事なことでございます。今の文書管理のやり方はどうなんだということを、我々は議会で言えますけど、県民から出てきたとき、あるいは文書不存在みたいな木で鼻をくくったような対応がされたときに、きちんと文句が言える仕組みを作るべきです。

公文書管理条例については、これからガイドラインができますが、ガイドラインができただけでは不十分です。もう少し機能する公文書管理を、私は第三者委員会でいいと思うのですが、そういうものを設置すべきです。

それから、本当に第三者が関与して外部の人間を入れるということと、県庁の中の人事権から独立させた人を選ぶということは非常に大事なことだと思います。

今の監察局の統括監についてはかなり厳しい批判をさせていただきました。職員の不祥事に関してちゃんと対応できてないじゃないか、法律の専門家が何だということを言わせていただきました。そう言われても私は仕方ないじゃないかと思っております。

でも、この方がずっとなさっていますけど、弁護士会みたいな外部の組織が推薦したもののじゃないです。知事が任命するといった形をとる限りは独立しているとは言えません。だから、人選の部分も含めて本当に独立した第三者が関与することで監察局の重大な機能は強化されると思っております。

この二つの視点を、形骸化されている部分をきちんと元に戻す。それから人選についても県庁の人事権から独立をさせるという意味で、これを機に体制強化をしていただきたいと思いますがいかがですか。

高崎経営戦略部次長

ただいま扶川委員より、監察局の廃止に際しまして、現在形骸化している機能強化、また人事権から独立した人選ということを御提案いただいたところでございます。

そもそも監察局は、不祥事防止等に向けた組織、制度改正の一環として設置したという経緯もございますので、決してなくなるからといって機能が低下することがないように、現在、監察局において所管している業務についてしっかりと丁寧に聞き取りを行って、移管先における執行体制を適切に整備してまいりたいと考えているところでございます。

人事権については人事の話ですので、この場でのお答えは控えさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

扶川委員

人事に係ることをみんな答えられないというのはおかしいです。具体的なこの人はこうしなさいとかね、私は、例えば今の統括監さんを首にしなさいなんて言っていません。選び方のルールをこうしましょうと言っているだけのことで、それについてはもう一回御答弁ください。

高崎経営戦略部次長

扶川委員より、人事の人選の仕方ということで御提案を頂いたところです。

繰り返しになりますけれども、監察局の機能が低下することがないように、そこは現在監察局において所管している業務につきまして、監察局が廃止となりましても適正に執行できる体制をしっかりと構築できるように検討を進めてまいりたいと考えております。

扶川委員

堂々巡りのようですのでこれ以上は言いません。

これを議論しないといけないので昼からやります。

知事の住んでいる場所は私も知りたいです。小原次長を通してなかなか連絡が付きません。携帯電話とかメールで送る方法はあるんですが、これは返事が来なければ終わりです。ピンポンを押して知事さんちょっと一杯やらんとで行けませんわね。それがいいのかどうかというのは別の話で、セキュリティーの問題があるし、私みたいな人間なら、せいぜい飲み会ぐらいが害悪ですけども、テロが来たらどうしますか。そういう心配をなさっていることもあろうし、個人の関係として酒を断っているということもあろうし、そういう知事の意向は尊重して伏せたいというのであれば伏せるべきだと思います。議員は違いますよ。看板を掲げてここで住んでいるからどうぞ相談に来てくださいというのは議員の基本的な任務で、そのために大勢いて情報を集めるんです。知事は違うと思います。それだけ申し上げておきます。

眞貝委員長

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、岡田議員から発言の申出がありました。

この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、岡田（晋）議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき答弁を含め、おおむね

15分とする申合せがなされておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

岡田（晋）議員

元気とくしまの岡田晋です。

委員長の許可を頂きありがとうございます。委員の皆さんもありがとうございます。

それでは管財課にお聞きします。

知事公舎について、私は井川委員と同じ考えです。9月の地方創生対策特別委員会で、県民の財産である知事公舎を安易に売り飛ばすことがないようにとの県民の方からの要望をお願いしました。

有識者会議の議論のみで結論を出すのではなく、県民の皆さんの声をお聞きすることも大切だと思い質問させていただきました。

お聞きした声としては、一度訪ねてみたい、宿泊体験がしたい、見学がしたいとの御意見もあり見学会の実施の検討もお願いしました。

私は、地方創生の観点で、ふるさと納税の返礼品として活用することも提案しました。

御答弁ではそういった御提案については担当局のほうにしっかりとお伝えしますとのことでした。実際どのようにお伝えされたか、そして管財課において具体的に組みこんでいただいた内容がございましたらお聞かせください。

北村管財課長

岡田議員からの御提案についてどのように取り組んだかという御質問を頂いております。

有識者会議の委員には、さきの御提案につきまして知事公舎への宿泊をふるさと納税の返礼品にしてはどうかという御意見を御報告させていただいて、議論の参考としていただいたところでございます。

また、有識者会議では、利活用の可能性についても議論がされ、考え得る活用事例といたしまして、宿泊施設などのにぎわいづくりの場や保護者が集えるスペース、子供の居場所づくりなどの子育て支援の場などの御提案を頂いたところでございます。

岡田（晋）議員

有識者会議に伝えていただいたとのこと、うれしく思います。

そのときの有識者会議での反応や今後のスケジュールについてお聞かせください。

北村管財課長

有識者会議に伝えた際の反応や今後のスケジュールについてでございます。

まず反応でございますけれども、委員の御提案をお伝えした上で、有識者会議では処分又は利活用の可能性について議論されました。建物付きで売却することが最も経済的であり地域にとってメリットであるという御意見に加えまして、利活用につきましては、考え得る活用事例といたしまして、先ほども申しましたが宿泊施設などのにぎわいづくりの場や保護者が集えるスペース、子供の居場所づくりなどの子育て支援の場、企業の育成支援

の場、移住支援の場といった活用事例の御提案を頂いたところでございます。

今後、有識者会議からの御提案も踏まえまして、知事が常々言われております県民目線、現場主義の観点から、県民の皆様の声や現場の意見をお伺いしております各部局と連携いたしまして、利活用の可能性の検討をした上で、速やかに方針を決定してまいりたいと考えております。

岡田（晋）議員

昨日提出されました有識者会議からの意見書では、売却が最も経済的でメリットがあるとのことでしたが、県民からの声としての宿泊施設や子育て支援の場、にぎわいづくりの場などとして使用する意見も幅広く反映していただけることを願っています。

また、後藤田知事が住まないとの理由から端を発した今回の検討、意見書を受けて、県としての判断においても、貴重な県民の財産を安易に後藤田知事が売却することなく利活用するよう要望して、この質疑を終わります。

次に、秘書課にお聞きします。

広報についてです。県庁だよりとして毎月紙媒体で毎月第2水曜日に発行され、県下全域新聞折り込みで配布している県政だよりOUR徳島の内容の充実を再三、本委員会でお願ひしております。

本日の新聞の折り込みで、エシカル甲子園2023の事前案内をメイン記事とした12月号が届きました。こういうものですね。新聞を見られた方は分かっていると思います。読ませていただいて気になったことが一つあります。

県政だよりに、年末ジャンボ宝くじ好評発売中と大きく載っています。それが必要なのかどうかと、私は疑問を持ちました。特集記事で頑張っている方々の紹介も大事と思いますが、県民の皆さんが知りたいたくさん情報や資格試験募集など興味のある情報についても特にお知らせする必要があります。

県民から寄せられた御意見としては、宣伝ばかりするのではなく、地球、日本、徳島で現実に起きている問題を掲載してほしい、例えばこれからの生活に大事な事項で、日本の低い食料自給率37%、これはカロリーベースなんですけれども、世界で食料危機が迫っている問題、また災害発生時において備えておかなければならない自己防衛のための民間備蓄の勧め、そして耕作放棄地の啓発記事を掲載してほしいとのことでした。

そこで今後の編成方針と内容についてお聞きしたいと思ひます。

玉岡秘書課県政広報幹

ただいま岡田議員から、広報紙OUR徳島の今後の編成方針と内容について御質問を頂きました。

OUR徳島につきましては、主要な施策、イベント情報など県政情報を正確に分かりやすく発信することを目的として発行しております。御質問にございました資格試験募集などの情報につきましても、紙面中の県庁だよりですとか、県政トピックスのコーナーで取り上げておりますほか、募集している内容とかターゲットとしている年齢層に応じて、県公式のXといったSNSも併用しながら発信しているところでございます。

また、特集記事で取り扱うテーマにつきましては、まずは各部局から特に重点的に広報

すべきテーマとして集約した上で、庁内の横断的な組織である広報戦略会議において、重要性、タイムリーさ、県全体としてより広報効果の高い情報発信を行うという観点から選定しているところでございます。

具体的には、本日のOUR徳島でも掲載させていただいておりますが、注目度の高いイベントの開催案内でありますとか、施設のオープンの情報など、広く告知とかPRを行う情報のほか、例えば防災対策であるとか子育ての問題、農林水産業といった各分野の地域課題に関して県内で行われている特色ある取組、現場の方々のお声など、県民の方々に深く関わる情報についても積極的に取り上げておりまして、その内容については各部局と連携しながら記事を作成しておりますところでございます。

今後ともOUR徳島の編成に当たりましては、庁内各部局の要望や御意見を踏まえるとともに、県民の方々のお声や他の自治体の事例なども把握いたしまして、効果的な発信ができるようにして、工夫してまいりたいと思っております。

福岡財政課長

岡田議員から、宝くじの広報について御質問があったかと思えます。

皆さん御承知のことかと思えますが、ジャンボ宝くじの売上げの約4割が収益金としてその販売元の自治体に収納されることとなっておりますので、地方にとっては貴重な財源ということもございまして、こういった機会を通じて周知させていただいておりますところでございます。

岡田（晋）議員

福岡財政課長の説明は、私もその中身は知っております。

けれども、この広報の中身を見ていただくと、宝くじを売っていますよとQRコードがある、そのみなんです。せっかくなので課長がおっしゃったような内容を入れておくと県民も、そうなんか、じゃあとなると思います。知らない人がたくさんいるので、単純に宝くじを売っていますよだけでなく、私に説明するのではなくて、この紙面でちゃんと説明されたほうが県民の皆さんも納得いくかと思えます。説明ありがとうございます。

今、要望しました内容につきましても、今後是非取り入れていただき、特徴ある県政だよりOUR徳島に発展していただくことをお願いして、私の質疑を終わります。

眞貝委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、経営戦略部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第10号、議案第13号、
議案第14号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号

以上で、経営戦略部・監察局関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時59分）